



死亡後に退職手当を遺族が受給した場合に係る住民税の取扱いについて

質 問

永年会社勤めをしていた夫が、平成20年10月に死亡したため、翌月に妻である私が夫の退職金を受け取りましたが、この場合、退職所得として住民税が課税されますか。それとも、当該退職所得を平成20年における私の所得として、平成21年度の住民税の課税がされるのですか。

回 答

当該退職金については、所得税法において非課税とされていることから、住民税の課税の対象となりません。

解 説

1. 退職所得に係る課税について

市町村民税の所得割（以下、「所得割」という。）は、原則として前年中の所得に対してその翌年に課税するという前年所得課税主義の建前をとっています。

しかしながら、退職所得については、①一般に退職後の事業資金や住宅資金等に充てられることにより、退職した翌年にはほとんど手元に残っていないケースが多いこと、②退職者は、収入が極端に減少することが多いため、そのような状態で課税することは、納税義務者に多大な負担がかかること、などから、これらを避けるため、現年の所得に対して課税する方法が用いられており、退職所得の生じた年に、他の所得と区分して、賦課期日（1月1日）現在に納税義務者が所在する市町村において課税する現年分離課税主義（以下、「分離課税」という。）をとっています。

(1) 分離課税の対象となる退職手当

退職手当とは、退職によって雇い主から一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与をいいます。分離課税の対象となる退職手当は、所得税法第30条第1項に規定する退職手当のうち、同法第199条の規定により、所得税の源泉徴収義務のある者が支払うものに限られ、退職手当の支払いの際に他の所得と分離して課税されます（地方税法第328条）。

(2) 分離課税の対象とならない退職手当

一方、所得税の源泉徴収義務のない次の者が支払う退職手当については、分離課税の対象とならないことから、退職所得の生じた翌年の総所得金額及び山林所得金額に合計して課税されることとなります。

- ・常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者
- ・給与の支払をする者のうち租税条約等により所得税の源泉徴収義務を負わない者

2. 納税義務者等

(1) 分離課税に係る所得割を納める人

分離課税に係る所得割の納税義務者は、地方税法第328条により、市町村内に住所を有する者のうち、退職手当の支払いを受ける者となり、その当該退職手当の支払いを受けるべき日の属する年の賦課期日現在におけるその者の住所の所在の市町村において課税されることとなります。

したがって、賦課期日現在において、市町村内に住所を有していた者が、同年中、退職金を受給した後に死亡または海外に居住したことによって住所を有しなくなった場合においては、すでに徴収された所得割は還付されません。

なお、退職手当を受けるべき日の属する年の賦

課期日現在、海外に居住していた等の理由から国内に住所を有していなかった場合は、この規定に該当しないため、分離課税されず、他の所得と同様、翌年度において所得割が課税されることになります。

(2) 具体的な徴収手続き

分離課税に係る所得割の徴収方法は、退職手当の支払者（特別徴収義務者）が退職手当の支払いの際に税額を徴収し、その徴収した税額を市町村に納付する特別徴収の方法によらなければなりません。（地方税法第328条の4）

3. 課税標準

分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額であり、同一年中に2以上の支払者から退職手当を受けている場合は、その合計額で算定することになります。

また、退職所得の金額の計算は、地方税法第328条の2第2項の規定により、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例（退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×1/2）によって算定します。

4. 税率

税率については、一律に市町村民税6%、道府県民税4%となっており、市町村は、これと異なる税率を定めることはできないこととされています。

5. 本事案における退職所得の取扱い

以上、退職所得の取扱いの一般事項について述べてきたところですが、本事案では、給与所得者が退職金を受給する前に死亡した場合の取扱いが問題となります。

この場合、夫の死亡によって遺族が受給することとなった退職金（以下、「死亡退職金」という。）については、相続税法第3条第1項第2号で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものを相続人が受給した場合においては、相続又は遺贈により取得したものとみなすとされており、また、所得税法第

9条第1項第15号では、相続税との二重課税を防ぐため、非課税所得とされているところです。

したがって、当該退職金については、妻に対して支給されたものであり、その所得が非課税所得であることから、所得税の源泉徴収の対象とならず、住民税においても分離課税されないこととなります。

また、住民税の所得割については、地方税法第313条第1項で、課税標準が規定されており、その算定にあたっては、同条第2項で、所得税法等の計算の例によるとされていることから、当該退職所得について、平成21年度の住民税は課税されないこととなります。

6. おわりに

今回は、死亡退職金について説明を行いました。死亡後3年以内に支給が確定しない場合や支給が確定していても、その額が死亡後3年以内に確定していない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなされず（相続税基本通達3-30）、遺族の一時所得となり、翌年度の住民税が課税されることとなります。したがって、各市町村の担当者にとっては、退職手当の支払いの確定状況により、住民税の所得割の取扱いが異なることなどにも留意し、適切な説明ができるよう整理しておくことが必要です。

（大阪府総務部市町村課税政グループ）